

事 務 連 絡
平成16年12月3日

各都道府県国民保護主管部 御中

消防庁国民保護室

放送事業者の指定地方公共機関への指定について

放送事業者の指定公共機関への指定については、「指定地方公共機関の指定に係る留意事項について」（平成16年9月17日消防国第2号消防庁次長通知）で通知したとおり、日本放送協会のほか、内閣総理大臣公示（平成16年9月17日公示）により、民間放送事業者19社が指定されています。

この19社や、今後、各都道府県において指定地方公共機関の指定を検討される各地域の民間放送事業者各社を会員とする社団法人日本民間放送連盟は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の検討過程から、指定公共機関の指定に関し、政府に対する要望、意見及びコメント等を公表してきております。

今後、各都道府県において、放送事業者を指定地方公共機関として指定することを検討される際や、意見の聴取等を行うに際して、こうした経緯も参考としていただきますようお願いいたします。

なお、その内容については、社団法人日本民間放送連盟のホームページ（<http://www.nab.or.jp/>）に掲載されております。